

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 労働安全衛生法施行令に規定する有害物等を使用して行う検査又は試験の業務に1日につき2時間以上従事した職員に対して支給する有害物取扱手当について、対象となる職員の改正を行います。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行します。